

公益社団法人長浜観光協会の会費等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第5条に定める会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人長浜観光協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、原則1口6,000円とし、口数は総会で定める。

2 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会の議決によってこれを減免することができる。

3 会員の会費のうち、公益目的事業のため25%以上を使用するものとする。

(会費の納入)

第3条 この法人に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費として、請求があつてから30日以内にこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う会員の会費納入義務等)

第4条 会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(雑 則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人長浜観光協会の設立の登記の日から施行する。